

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【公表番号】特表2005-522361(P2005-522361A)

【公表日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-029

【出願番号】特願2003-584198(P2003-584198)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/00 (2006.01)

B 3 2 B 5/00 (2006.01)

B 3 2 B 7/06 (2006.01)

C 0 9 J 11/00 (2006.01)

C 0 9 J 201/00 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/00 M

B 3 2 B 5/00 Z

B 3 2 B 7/06

C 0 9 J 11/00

C 0 9 J 201/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年10月21日(2009.10.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 6 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 6 5】

補強マイクロファイバーは、望ましくは、上の方法のダイ314温度でポリマーコア材料の溶融粘度に類似の溶融粘度(毛細管粘度計で測定されるように)を有する材料で形成される。補強マイクロファイバー材料は、ポリマー材料中に不混和性であるが、それと相容性であるべく選択される。伸張剥離できるテープの物理的性質は、マイクロファイバーがいかにうまく形成されるかによって影響され、マイクロファイバーの形成は加工条件およびコア層ポリマー樹脂との相容性によって影響される。マイクロファイバー形成性樹脂およびコアポリマーの溶融粘度がぴったりとマッチし、加工条件が連続のマイクロファイバーを生み出すのに適切であることが重要である。典型的にはマイクロファイバー形成性樹脂とコアポリマーとの溶融粘度の比は約1:30から約30:1、好ましくは約1:20から20:1である。マイクロファイバー材料は典型的には溶融され、混合され、実質的に球状の樹脂小滴としてコア材料中に分散される。これらの小滴は一般に約20マイクロメートル未満の、時々約10マイクロメートル未満の平均直径を有する。